参考資料②

退院スクリーニングと退院支援計画について

＊病院では、入院早期より（７日以内）退院困難な要因を有する者を抽出し、その上で退院困難な要因を有する者に対して、適切な退院先に適切な時期に退院できるよう、退院支援計画の立案及び当該計画に基づき退院した場合について、「退院調整加算」[1)]を算定できることになっています。

＜スクリーニング項目＞

ア　悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
イ　緊急入院であること
ウ　介護保険が未申請の場合（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条各号に規定する特定疾病を有する 40 歳以上 65 歳未満の者及び 65 歳以上の者に限る。）
エ　入院前に比べＡＤＬが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること（必要と推測されること）
オ　排泄に介護を要すること
カ　同居者の有無にかかわらず、必要な介護を十分に提供できる状況にないこと
キ　退院後に医療処置（胃瘻等の経管栄養法を含む）が必要なこと
ク　入退院を繰り返していること
ケ　その他患者の状況から判断してアからクまでに準ずると認められる場合

＊平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意こと項について(通知)」より抜粋

＊退院困難な要因を有する患者については、できるだけ早期に患者及び家族と退院後の生活について話し合い、関係職種と連携し、入院後 7 日以内に退院支援計画の作成に着手することとなっています。
＊退院支援計画は、次の項目の内容を含むものとしています。

＜退院支援計画の内容＞

ア　患者氏名、入院日、退院支援計画着手日、退院支援計画再作成日
イ　退院困難な要因
ウ　退院に関する患者以外の相談者
エ　退院支援計画を行う者の氏名（病棟責任者、退院調整部門それぞれ記入）
オ　退院に係る問題点、課題等
カ　退院へ向けた目標設定、支援期間、支援概要、予想される退院先、退院後の利用が予測される社会福祉サービスと担当者名

＊平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意こと項について(通知)」より抜粋

[1)] 加算の算定には、施設基準があります。